

ロシアのウクライナ侵略の即時停止及びガザでの即時停戦等を求め、深刻な国際情勢を打開するための積極的な平和外交の推進を求める決議

昨年2月から開始されたロシアによる一方的なウクライナ侵略は、650日を過ぎた今も続き、ウクライナから避難した難民は633万人以上、一般市民の犠牲者は1万人、負傷者は1万8,500人を超えるなど深刻な人道危機が続いている。

さらに、本年10月には、パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスが突如、イスラエルへの攻撃を開始し、多くの民間人を含む1,200人が犠牲となり240人以上が人質として連れ去られた。これまでの戦闘で、12月4日時点で死者数は合わせて1万5,523人にのぼり、多くの子供も犠牲になるなど、国際人道法に反した蛮行が繰り返されている。

加えて、ロシア、イスラエルは共に核兵器保有国であり、核兵器の先制使用に対するかつてないほどの危機感が世界中を覆っている。

日本政府は、国家がその国境と国民を守るという「国家の安全保障」を補完する「人間の安全保障」を平和構築の理念に掲げ、人間一人一人の生存権に着目し、国家や国境を越えて世界中の人々が恐怖と欠乏から解放され尊厳ある生命を全うできることを目指している。

本年7月に開催されたG7広島サミットでは、議長国である日本から、ロシアによるウクライナ侵略は明白な国際法違反であり、この侵略を一日も早く終わらせ「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜いていく決意が示された。また、「核兵器のない世界」に向けた取組や、安全保障理事会を含む国連の改革の必要性についても指摘があり、国際社会が直面する平和と安定に対する挑戦に共に立ち向かっていくことが確認された。

第二次世界大戦以来、最悪の深刻な事態と言われている現下の国際情勢において、日本政府がG7議長国として積極的な平和外交を推進し、国連を中心とした「人間の安全保障」と「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序を取り戻し、誰一人として何の罪もない人間の生命が失われることのないよう「世界平和の構築」と「核兵器のない世界」を目指して取り組むことを強く望み、以下の実現に向け迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請するものである。

- 1 ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を呼びかけること。
- 2 イスラエルに対してガザ攻撃の即時中止を呼びかけること。
- 3 イスラエル、ハマスの双方が即時停戦に向け、交渉の対話のテーブルに着くよう求めること。

(議決日) 令和5年12月18日

(送付日) 令和5年12月21日

(送付先) 内閣総理大臣、外務大臣